

日 程	令和7年8月1日（金）16時30分～18時00分
視察先 及び 調査事項	京都市会 「京都市ケアラーに対する支援の推進に 関する条例の制定について」
参加委員	田畑 篤子(委員長) 、 小杉 悦子(副委員長) 、 杉島 久敏 廣瀬 昇 、 眞下 弘明 、 南 正弘
概 要	
<視察に至る背景と目的> 本年、福祉健康委員会では、市民の皆さんが将来にわたって安心して暮らすことができるよう、「将来にわたり安心して医療・介護が受けられる体制づくり」を重点テーマとして調査・研究に取り組んでいる。 近年、各自治体がケアラー支援に関する条例が制定されており、30以上の自治体で施行されている。その中の1つである京都市は、プロジェクトチーム会議の開催やパブリックコメントも実施され、令和6年11月に「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を議員提案により施行された。 本市も京都市の先進的な取組を参考にするべく、調査をした。 <対応いただいた方> 京都市会議員：寺田 一博氏 京都市会事務局：調査課長 調査課担当係長 総務課 <調査事項に関する説明の概要> 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」は、プロジェクトチームを中心に、当事者や関係者から意見募集及び意見聴取を行って検討を重ね、さらに、条例素案に対するパブリックコメントの実施を経て、令和6年11月6日の本会議において、市会議員全員で条例案を共同提案し、全会一致で可決され、同年11月11日に施行された。 この条例の目的は、ケアラー支援に関し、その基本理念を定めて、行政や市民、関係機関等の責務や役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、すべてのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することとしている。ケアラーを社会全体で支え、すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指し、ケアラー支援を行うに当たっての理念や役割、基本的施策などを定めている。 条例が施行されて以降の具体的な取組として、令和7年度から、複雑化・複合化した社会的課題に対する「重層的支援」を一元的に担う部署として、保健福祉局に「福祉のまちづくり推進室」を設置するとともに、多岐にわたるケアラーの支援ニーズに対応するため、局横断的な「ケアラー支援推進プロジェクトチーム」を設置されている。 今後の展望として、庁内連携体制と関係機関との連携体制を両論として、計画策定及び支援の具体化に向けた取組を実施するとともに、実態把握のための調査等を経て、令和8年3月にケアラー支援のための計画を策定される予定である。	



<委員の所感>

・ 1. ケアラー条例制定の計画の重要性

京都市は、関係団体の市民活動を背景に、議員提案によるケアラー条例の制定を目指された。そこで、令和6年5月に各会派の代表者で構成する「京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム」を設置された。

そのプロジェクトチームを中心に推進され、令和6年11月6日の京都市会本定例会にて全員一致で可決され、「介護の日」に合わせて11月11日に施行された。短期間で計画的に設置され、全国で31番目のケアラー支援条例の制定となっている。

2. 目的に向けた、まちの特徴を生かした条例内容と組織的な取組

特徴として広報・啓発の役割として、ケアラーの多様性を考慮した言語等への支援が含まれており、京都市らしい内容となっている。制定後は、執行機関の取組への移行とし、保健福祉部に「福祉のまちづくり推進部」を設置。多岐にわたるケアラーの支援ニーズに対応するため、局横断的な「ケアラー支援推進プロジェクトチーム」が設置された。また、「ケアラー推進協議会」を発足され、多様な主体が相互に連携・協力し、条例に基づく取組を市民ぐるみで推進できるようにされていた。

つまり、その推進に関して、条例に基づき、組織的な活動ができるように計画・実施することも重要である。条例の目的にある「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現」を達成するには、多くの取組が継続され、執行機関の推進力に期待がかかる。

3. 民間事業者との連携によるまち全体での支え合い条例への取組

最後に、民間事業者との連携において、「レスパイト支援（息抜き）」や「中間の就労支援（柔軟に勤務ができるアルバイト）」、「就学金支援（企業が返還）」などケアラーの実態の中で、多くの課題があることに対応できる支援策が印象的であった。こころの負担や就労困難など市民全体が助け合うまちづくりとして、このケアラー条例制定は、重要な糸口となっている。

- ・ 議会提案として全会派一致で提案し、制定した条例。なぜ条例制定かというと、市民の側からすると、条例があることでケアラー支援に対する根拠があることで、一層支援施策が進むのではないかとということ。気を遣ったところは、行政の意思を確認しながら行い、行政のスタンスを否定しないことが大切ということ。議会がやるということは一定のスピード感が必要である。これらのことを条例制定に深く関わられた寺田議員から説明があり、納得できるものであった。

また、市域に様々な当事者団体や支援をする側の団体もあり、市民運動の幅が広く、ケアラーネット京都からの要望書を受け、大学教授の支援もあり、勉強会等にも積極的に参加をして、議員も学びながら条例の制定に向け進められことは、非常に意義深く感じた。

実態調査は今年度実施予定で、把握が難しいが、多様な連携を最大限に活用した計画であることから、今後の進捗に期待している。

- ・ 京都市におけるケアラーに対する支援の推進に関する条例も令和6年11月に施行されたばかりで日が浅いこともあり、現場の声の収集などはこれからがスタートになるものと思われる。

ケアラーに対する支援そのものは、根拠に基づくものであることや条例として制定された以上、継続及び評価に加え、様々な意見交換を行い、修正等も行っていかなければならないことから、予算確保の必要性が求められることになると思われる。

全国的にもケアラー条例制定に対する意識は高まりつつあるものの、舞鶴市においては、「ケア」を必要とする人に対する行政側の支援策をもって対応できているといった認識があるのか、条例制定の機運もないのが現状である。社会問題となっているワーキングケアラーやヤングケアラーの本市における実態調査をはじめ、ケアラー自身の声と市民の声を拾い上げていくことが提言につながり、条例制定への道が開けるものと思われる。

本市においても、今後の高齢化社会に対する取組をできる限り、早期に開始しておくべき必要性については、十分に認識されているものとする。

- ・ 京都市条例の最大の特徴は、その包括性と実効性にあると考える。
まず、「ケア」が社会を支える不可欠な営みと位置づけ、その担い手であるケアラーを尊重する理念が明確に打ち出されている。また、「ケアラー」の定義をヤングケアラーや若者ケアラーに加え、「使用する言語等により援助を必要とする親族などをケアする者」、すなわち、外国人ケアラーまで広げている点は、多様化する社会の課題に先手を打つ画期的な試みである。さらに、施策の実施に際して「必要な財政上の措置を講じる」と明記することで、単なる努力義務ではなく、具体的な支援を義務付けている点も実効性を担保する上で重要だと考える。

この条例の制定プロセス自体も特筆すべきものであった。市民団体「京都ケアラーネット」が中心となり、市民の声を徹底的に集めた活動が、行政に慎重だった議会を動かし、全議員によるプロジェクトチームを結成に至らせた。

これは、市民と議会の協働が政策の民主的基盤を強化し、実効的な施策を生み出す好例といえる。

- ・ 京都市は、意見集約から条例制定までを約半年でされていたが、立命館大学名誉教授である津止正氏のような方の協力は必須だと感じた。舞鶴市ケアラー支援条例制定プロジェクトチーム（仮称）をつくり、関係団体との意見交換、意見聴取ができる土壌づくり、家族の責任から社会全体で支える仕組みへと転換できるように行政と一緒に取り組む必要があると考える。

舞鶴在住のケアラーさんも話していたが、行政と縦割りでつながるのではなく、横のつながりで一緒に取り組んでいく、全庁横断的に連携して実施をする必要性をさらに感じた。

国際交流が盛んで、歴史がある京都市だからこそではあるが、言語に関するケアラーというのがあることに驚いた。

- ・ 規定は、プロジェクトチームを中心に、当事者や関係者から意見募集や意見徴収を行うとともに、パブリックコメントの実施を経たとのこと。昨年11月11日に施行されたばかりで条例制定後の変化について特にないとのこと。市民に対して十分な説明が行き届いていないように感じた。

舞鶴市でも条例の制定をするべきだと考えているが、市長が3月定例会で考えていないと言われたので、まずは行政トップの考え方から変えないと、残念ながら福祉健康委員会でいくら話し合っても意味がないように思う。

本日の視察についても、「条例を制定しました」という段階での訪問となり、少々訪れる時期が早すぎたように思った。

<視察を実施した効果等>

- ・ 京都市は、市民からの思いを形にした、議員提案で条例を制定された。ここまでの道のりには、困難な課題も多く、京都市会の取組に市民は大変喜ばれたと察する。これを機に、京都市全体が、誰ひとり取り残さない市政運営として、

ケアラーの社会的認知につながり、ケアラーへの困りごとにきめ細かく行政支援が入るのではないだろうか。市政方針としてケアラー支援に関して取組がなされない場合は、市民の代表である私たち、議員が議員提案としていくことの、方法論を示唆を頂いたと考える。

- 本市でも家族会などはあるが、バラバラでそれぞれの思いをまとめる役割を持つところがなく、個々の団体の意思も尊重しながら、今後は、一つのまとまりになるような働きかけが必要だと感じた。また、ケアラーの置かれている実態を議員もしっかり把握し、条例化に向けた働きかけが必要と感じた。
行政の立ち位置を尊重しながら、新たなことをするのではなく、当事者だけでなく、ケアラーにまでアンテナを広げて、今後の支援を重層的支援体制など、今ある体制の中でも十分できることを共有していくことが、前に進めることになると思った。
- 京都市のケアラーに対する支援の推進に関する条例の前文は、市民意識を大きく反映したものになっている。
つまり、今後、当委員会において条例制定に向けた提言を行っていくには、関係団体や市民を含め、ケアラー当事者からも意見をしっかりと聞き取り、実態把握に向けた調査を実施していく必要があると思われる。そして、何より、ケアを受ける人とケアラーを線引きするものではないが、今回、我々が目指すところの条例制定は、ケアラー自身に対するものであって、「ケアを必要とし、ケアを受ける人には、別の支援がある」といった認識を基に、本市の執行機関と意見交換を行い、調整を取っていく必要があるものと思われる。
また、市民と議会のわがまちトークなどを通じて、より多くの意見を聴取していくことが求められる。
- 京都市が包括的な「面」の支援を構築しようとしているのに対し、舞鶴市の既存施策は特定の対象に特化した「点」の支援が中心である。この視察を踏まえ、舞鶴市においてもケアラーという包括的な視点を導入し、既存の福祉施策を横断的に連携させる新たな枠組みの構築の必要性を感じたところである。
特に、ヤングケアラー支援においては、相談窓口だけでなく、相談からピアサポート、学習支援、生活支援へと切れ目なくつなぐ体制づくりが不可欠だと考える。
また、京都市の事例を参考に、市内の市民団体や当事者を巻き込み、議員が連携してボトムアップ型の政策形成を試みることも必要ではないだろうか。
- 舞鶴市ケアラー支援条例制定プロジェクトチームをつくり、関係団体との意見交換、意見聴取ができる土壌づくりと、行政の縦割りでつながるのでなく、横のつながりで一緒に取り組んでいく全庁横断的に連携ができる組織づくりを早急につくり、条例制定に向けて動く必要性を感じた。